

平成 29 年度 八尾市障害児保育審議会 次第

日時 平成 29 年 8 月 2 日 (水)

午後 2 時 00 分から

場所 八尾市役所 6 階研修室

1 市長挨拶

2 委員委嘱

3 委員紹介

4 会長及び副会長の選出

5 案件

(1) 平成 28 年度実施報告

- ① 乳幼児健康診査等実施状況
- ② 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」児童家庭相談等実施状況
- ③ 市立医療型児童発達支援センター「いちょう」における療育等実施状況
- ④ 市立福祉型児童発達支援センター「八尾しようと園」における療育等実施状況
- ⑤ 私立保育園障がい児保育実施状況
- ⑥ 市立保育所障がい児保育実施状況
- ⑦ 認定こども園等における障がい児保育実施状況（平成 29 年度）
- ⑧ 教育サポートセンターにおける相談等実施状況

(2) 今後の進め方について（案）

(3) その他

【配布資料】

資料 1 : 会議の公開に関する指針

資料 2 : 八尾市障害児保育審議会委員名簿

資料 3 : 八尾市障害児保育審議会規則

資料 4 : 平成 28 年度実施報告

資料 5 : 今後の進め方について（案）

会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、市政に対する市民参加を促進するとともに、市政における透明性、公正性を向上させるため、審議会等の会議の公開に関する指針を定めることにより、市民等に対し審議会等における審議等の状況を明らかにし、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象とする審議会等

公開の対象とする会議は、名称の如何を問わず、市民、各種団体代表、学識経験者等で構成され、教育委員会の事務について、調停、審議、審査又は調査・研究等を行うため、教育委員会に設置された審議会、協議会等（行政関係職員のみで構成されているものは除く。以下「審議会等」という。）の会議とする。

3 審議会等の会議の公開の基準

審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- 1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- 2) 当該会議において、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- 3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 公開、非公開の決定

- 1) 審議会等の会議を公開するかどうかは、前項に規定する「審議会等の会議の公開の基準」に基づき、当該審議会等の会長等がその会議に諮って決定しなければならない。

- 2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、前項に定める非公開理由のいずれに該当するか明らかにしなければならない。

5 公開の方法

- 1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- 2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- 3) 教育委員会は、別に定めるところにより、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めるものとする。
- 4) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を閲覧に供しなければならない。
- 5) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

教育委員会は、公開される会議開催日の概ね1週間前までに、次に掲げる事項を市政だより及びホームページに掲載して、一般の周知に努めるものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じたときは、この限りではない。

- 1) 開催日時
- 2) 場 所
- 3) 議 題
- 4) 傍聴者の定員
- 5) 傍聴手続き
- 6) 問い合わせ先

7 その他

- 1) 教育委員会は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容並びに公開・非公開の別等について、一般に知らせるよう努めるものとする。
- 2) 教育委員会は、新たに審議会等を設置した場合、当該審議会等の設置の目的及びその任務等について明らかにするよう努めるものとする。
- 3) この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

この指針は、平成10年 4月 1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

附 則

(適用期日)

この指針は、平成25年 8月 1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

八尾市障害児保育審議会委員名簿

(期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 31 年 5 月 31 日)

委 員	安藤 忠	大阪府立大学名誉教授
委 員	堀 智晴	元大阪市立大学教授
委 員	鶴 宏史	武庫川女子大学准教授
委 員	玉田 育子	保育所（園）保健会会长
委 員	前田 まゆみ	キリン第二こども園長
委 員	御前 敬	障がい福祉課長
委 員	田村 真澄	市立医療型児童発達支援センター所長補佐
委 員	嶋野 美世子	健康推進課長補佐
委 員	山本 寿子	教育サポートセンター所長
委 員	湯本 貴子	子育て支援課 子育て総合支援ネットワークセンター所長
委 員	柿本 みき	弓削保育所長

八尾市障害児保育審議会規則

昭和55年8月30日
規則第40号

改正 昭和57年7月2日規則第36号
平成4年4月1日規則第9号
平成21年3月23日規則第9号
平成26年3月31日規則第13号

昭和61年4月1日規則第7号
平成20年3月31日規則第39号
平成25年3月30日規則第4号

八尾市障害児保育審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市障害児保育審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、本市における障害児の発達と福祉の増進を図るため、障害児保育に関する諸問題について調査、協議及び審議を行い、必要に応じて市長に建議し、関係機関に対し指導、助言する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害児（者）医療に従事する医師
- (3) 障害児福祉に関する事業に従事する者
- (4) 保育現場に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条 削除

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めたときは、議事に關係のある者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第9条 削除

第10条 削除

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、こども未来部こども施設課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月2日規則第36号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年5月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づいて昭和57年5月1日以後の分として支給された報酬は、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定に基づく報酬の内払とみなす。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成 28 年度実施報告

- ① 乳幼児健康診査等実施状況 P. 1～P. 4
- ② 子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」
児童家庭相談等実施状況 P. 5～P. 7
- ③ 市立医療型児童発達支援センター「いちょう」
における療育等実施状況 P. 8～P. 10
- ④ 市立福祉型児童発達支援センター「八尾しょうとく園」
における療育等実施状況 P. 11
- ⑤ 私立保育園障がい児保育実施状況 P. 12～P. 13
- ⑥ 市立保育所障がい児保育実施状況 P. 14～P. 15
- ⑦ 認定こども園等における障がい児保育実施状況（平成 29 年度） P. 16
- ⑧ 教育サポートセンターにおける相談等実施状況 P. 17～P. 19

乳幼児健診実施状況 (H28年度)

	対象児	受診児	受診率
4か月児健診	2030	2010	99.0%
1歳6か月児健診	2038	1990	97.6%
3歳6か月児健診	2210	2059	93.2%

4か月児健診 要フオロー児の内訳
※結果が「要経観」「要精検」「要治療」

延：534人 実：488人 (フオロー率：24.3%)

方針	延べ人数	方針	延べ人数
経過観察健診	156	経過観察健診	41
発達相談	3	発達相談	47
電話	78	電話	160
訪問	7	訪問	3
面接	2	保健師フオロー	29
保健師フオロー	27	保健所フオロー	1
所外乳児相談	22	栄養士フオロー	2
他機関紹介（その他の他機関）	1	びよんびょん教室	122
他機関紹介（いちょう外来保育）	1	スプーン教室	1
他機関紹介（いちょう外来訓練）	1	他機関紹介（その他の他機関）	1
他機関フオロー中（みらい（その他））	3	他機関紹介（みらい家児相）	1
精検	27	他機関フオロー中（子ども家庭センター）	1
紹介状	1	他機関フオロー中（みらい家庭児童相談）	1
乳児後期健診チエック	3	他機関フオロー中（みらい（その他））	2
1歳6か月児健診チエック	3	精検	13
元気つ子ひろば	103	3歳6か月児健診チエック	1
あなたのまちの健康相談	94	あなたのまちの健康相談	9
その他	2	わくわく教室	7
延べ件数	534	その他	3
		延べ件数	445
			299

1歳6か月児健診 要フオロー児の内訳
※結果が「要経観」「要精検」「要治療」

延：445人 実：414人 (フオロー率：20.8%)

方針	延べ人数	方針	延べ人数
経過観察健診	22	経過観察健診	100%
発達相談	55	発達相談	99.9%
電話	61	電話	99.9%
面接	1	面接	2208
保健師フオロー	36	保健師フオロー	2030
栄養士フオロー	1	栄養士フオロー	0
他機関紹介（いちょう外来保育）	3	他機関紹介（いちょう外来訓練）	0
他機関紹介（みらい家児相）	2	他機関紹介（みらい家庭児童相）	0
他機関紹介（みらい（教室））	4	他機関紹介（みらい（教室））	0
他機関紹介（その他の他機関）	3	他機関紹介（その他の他機関）	0
他機関フオロー中（しょうどく園こぐま組）	1	他機関フオロー中（しょうどく園こぐま組）	0
他機関フオロー中（みらい（教室））	7	他機関フオロー中（みらい（教室））	0
他機関フオロー中（みらい家庭児童相談）	2	他機関フオロー中（みらい家庭児童相談）	0
他機関フオロー中（みらい（その他））	6	他機関フオロー中（みらい（その他））	0
他機関フオロー中（いちょう外来保育）	3	他機関フオロー中（いちょう外来保育）	0
精検	77	精検	0
紹介状	1	紹介状	0
あなたのまちの健康相談	1	あなたのまちの健康相談	0
わくわく教室	5	わくわく教室	0
その他	1	その他	0
延べ件数	299		

平成28年度

1歳6か月児健康診査フォロー教室（ぴょんぴょん教室）後の処遇の状況

在宅（フォロー不要）	10人
電話フォロー	12人
経過観察健診（心理）	20人
いちょう学園の外来保育	19人
みらいの親子教室	18人
わくわく教室紹介	25人
保健師フォロー（全欠のため等）	18人
ぴょんぴょん教室継続	3人
児童発達支援紹介	5人
みらい（親支援）	3人

（発達相談と重複19人）

（発達相談と重複17人）

（発達相談と重複15人）

（発達相談と重複5人）

発達相談一経過観察健診（心理）の結果内訳（延べ数）

異常なし	58人
発達相談継続	162人
3. 6cで確認	37人
保健師フォロー（電話・訪問等）	37人
ぴょんぴょん教室（1.6cフォロー教室）	15人
わくわく教室	38人
みらいの親子教室（ぱんだ・ぽっぽ）	34人
みらい（家庭児童相談室）	7人
いちょう学園の外来保育	31人
こぐま組・しょうとく園紹介	12人
教育サポートセンター紹介	9人
児童発達支援紹介	22人
医療機関紹介	15人
他機関にてフォロー中	18人

母子保健事業実績(健診とフォローアップ)

事 業 名	平成24年度実績			平成25年度実績			平成26年度実績			平成27年度実績			平成28年度実績		
	開催数	対象数	受診率	開催数	対象数	受診率	開催数	対象数	受診率	開催数	対象数	受診率	開催数	対象数	受診率
4か月児健康診査	47回	2,120人	97.3%	47回	2,096人	97.8%	47回	2,003人	96.1%	46回	2,008人	97.9%	46回	2,030人	99.0%
	対象数	2,096人	受診率	2,049人	2,049人	受診率	1,925人	受診率	1,925人	対象数	1,965人	受診率	1,986人	受診率	2,010人
	受診率	97.3%	受診率	97.8%	受診率	97.8%	受診率	96.1%	受診率	受診率	受診率	受診率	受診率	受診率	99.0%
	フォローアップ率	22.6%	フォローアップ率	21.6%	フォローアップ率	21.6%	フォローアップ率	25.0%	フォローアップ率	25.0%	フォローアップ率	20.9%	フォローアップ率	24.3%	フォローアップ率
1歳6か月児健康診査	36回	2,270人	94.7%	36回	2,154人	93.7%	36回	2,236人	93.7%	36回	2,068人	96.0%	36回	2,038人	97.6%
	対象数	2,270人	受診率	2,018人	受診率	2,018人	対象数	2,119人	受診率	対象数	1,986人	受診率	対象数	1,990人	受診率
	受診率	94.7%	受診率	93.7%	受診率	93.7%	受診率	93.7%	受診率	受診率	受診率	受診率	受診率	受診率	97.6%
3歳6か月児健康診査	24回	2,257人	91.2%	24回	2,197人	89.0%	24回	2,269人	89.0%	24回	2,142人	88.6%	24回	2,210人	92.7%
	対象数	2,257人	受診率	2,059人	受診率	2,059人	対象数	1,955人	受診率	対象数	2,011人	受診率	対象数	1,985人	受診率
	受診率	91.2%	受診率	89.0%	受診率	89.0%	受診率	88.6%	受診率	受診率	受診率	受診率	受診率	受診率	93.2%
乳幼児精密健診委託(医療機関委託)	受診数	90人(視聴覚含む)	受診数	84人(視聴覚含む)	受診数	84人(視聴覚含む)	受診数	135人(視聴覚含む)	受診数	160人(視聴覚含む)	受診数	160人(視聴覚含む)	受診数	160人(視聴覚含む)	受診数
乳児一般健診(医療機関委託)	受診数	1,806人	受診数	1,780人	受診数	1,780人	受診数	1,725人	受診数	1,801人	受診数	1,801人	受診数	1,748人	受診数
	異常なし	1,682人	異常なし	1,620人	異常なし	1,620人	異常なし	1,576人	異常なし	1,636人	異常なし	1,636人	異常なし	1,566人	異常なし
乳兒後期一般健診(医療機関委託)	受診数	1,742人	受診数	1,724人	受診数	1,724人	受診数	1,737人	受診数	1,720人	受診数	1,720人	受診数	1,766人	受診数
	異常なし	1,516人	異常なし	1,534人	異常なし	1,534人	異常なし	1,589人	異常なし	1,562人	異常なし	1,562人	異常なし	1,575人	異常なし
(身体)(再掲・未熟児)	予約数	464人(12回)	受診数	420人(12回)	受診数	358人(37人)	予約数	319人(41人)	受診数	342人(12回)	受診数	319人(37人)	予約数	385人(12回)	受診数
経過観察健診(心理)	予約数	577人	受診数	493人	受診数	545人(36回+個別)	予約数	424人(36回+個別)	受診数	464人	受診数	464人	受診数	520人	受診数
	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児
1歳6か月児健診フォローアップ(びよんびよん教室)	参加実人数	140人	参加延人数	660人(48回・6回×8クール)	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児	対象:要経過観察児

出生数 2,196人

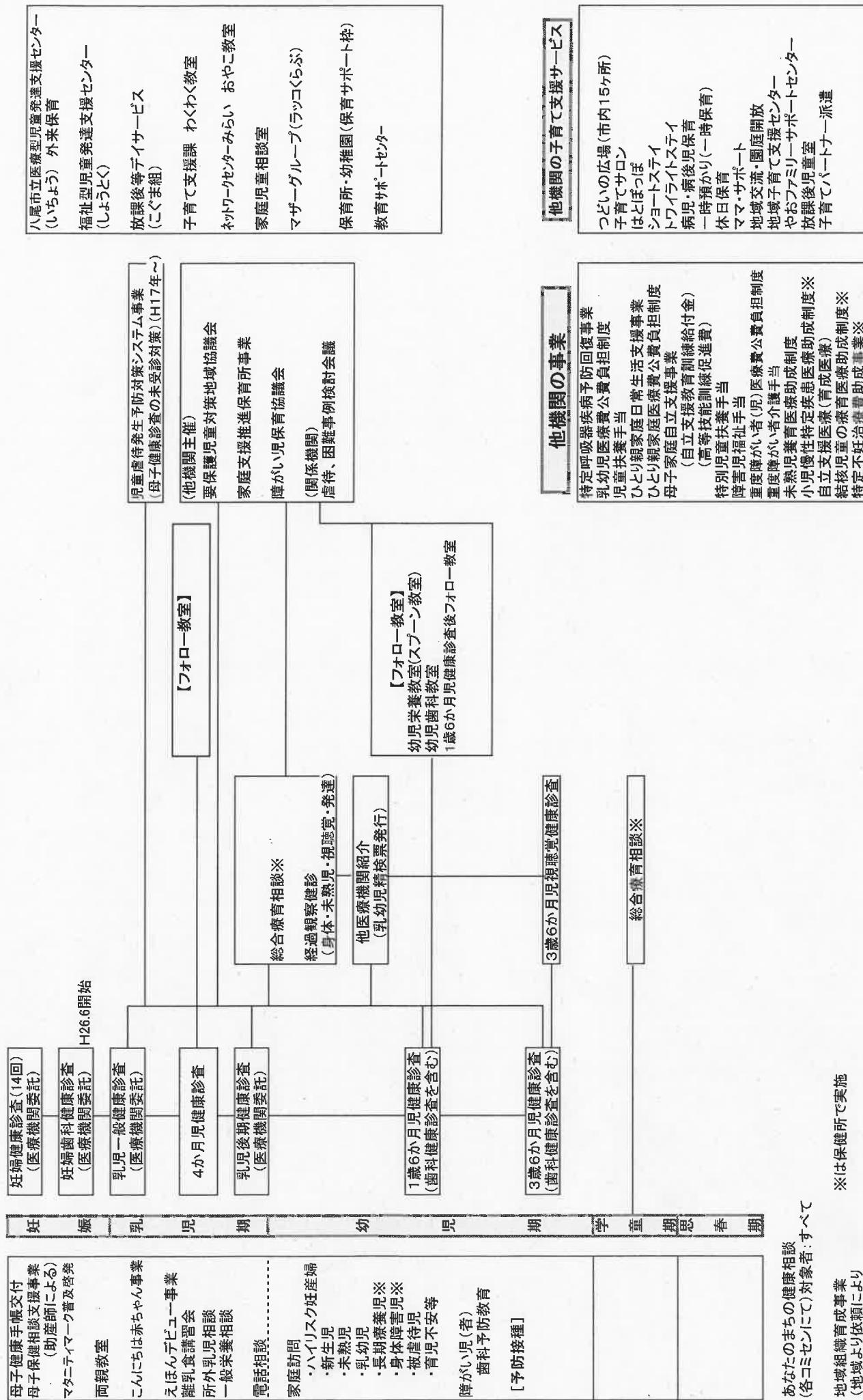
2,094人 1,980人 2,084人 2,028人

八尾市母子保健事業体系圖

導指健保母子

二次健診

能能機調絡連



あなたのまちの健康相談
(各コミセンにて)対象者:すべて

※は保健所で実施

子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」

平成28年度 児童家庭相談の状況

<相談傾向>

- ・児童虐待相談の増加に伴い、相談件数が全体的に増加傾向にある。その背景のひとつとして、子どもの面前での暴力（夫婦間のDVやきょうだいへの暴力）による心理的虐待の通告の増加がある。児童虐待相談では、家庭訪問や関係機関との連携等、継続した支援や対応が必要なケースも多い。また、通告対応したケースの中には、児童の育てにくさについて保護者が過度に怒ったり、手を上げたりする等、児童の発達の課題に起因するものも見られた。
- ・障がい相談の内容としては、診断はされていないが、軽度発達障がいやそのグレーゾーンであると判断され他機関より紹介されるケースや、児童の抱える課題が顕著になった保護者からの相談申し込みによるケースが多かった。

<保育サポートとの関係>

- ・平成28年度に、児童家庭相談から保育サポートにつながったのは3件、保育サポート対象児（在園児）の相談は3件であった。ほとんどが継続して来所しているが、面接の頻度はケースにより異なる。保育サポートのための発達相談会への来所数は66件であった。保育所（園）在園児で要配慮児サポートモデル事業として保育所園に訪問し、配慮が必要か判断したケースは1件であった。
- ・来所ケースについては、母親の話をききながら、子どもへの対応の仕方を具体的に助言し、必要に応じて保育所（園）へ訪問し子どもの集団での様子を見るなど、担任との連携を図り、支援を進めている。
- ・就学前には教育サポートセンターを紹介し、スムーズに入学できるように援助している。

<相談件数（実数）の推移>

年度	養護相談		保健 相談	障がい相談					
	児童虐待 相談	その他の 相談		肢体 不自由 相談	視聴覚 障がい 相談	言語発達 障がい等 相談	重症心身 障がい 相談	知的 障がい 相談	発達 障がい 相談
H26	399	50	5	4	0	149	0	18	14
H27	536	76	2	0	0	164	0	5	33
H28	607	66	5	0	0	159	0	4	41

年度	非行相談		育成相談				その他の 相談	計
	ぐ犯行為 等相談	触法行為 等相談	性格行動 相談	不登校 相談	適性 相談	育児・ しつけ 相談		
H26	2	0	24	4	1	88	18	776
H27	1	0	39	4	1	87	17	965
H28	1	0	23	2	0	83	4	995

◆平成28年度親子教室参加者の平成29年4月の進路等

(人)

平成29年4月の進路等	平成28年度参加教室※		計
	2歳前後児 親子同室型 (ぱんだ教室)	2・3歳児 親子分離型 (ポップクラブ)	
親子教室継続	10	1	11
公立保育所	1	2	3
法人立保育所(園)・認定こども園	2	9	11
公立幼稚園	0	9	9
法人立幼稚園・認定こども園	1	12	13
しようと園	1	1	2
しようと園(こぐま組)	0	0	0
終了	4	0	4
その他	3	1	4
計	22	35	57

※複数の教室に参加した者については、最終参加した教室で計上している。

◆親子教室参加者の他施設との交流事業

(人)

1. 保育所交流

	春	冬	計
荘内保育所	6	6	12
堤保育所	8	6	14
計	14	12	26

2. しようと園及び こぐま組

	春	冬	計
見学会	4	2	6

※保育所では保育の様子を見るだけでなく、保育体験もさせていただいている。

また、保護者からの質問にも答えていただき、今後の進路決定に大変参考になっている。

◆保育所(園)の保育サポートに関する相談(平成28年度実施)

平成28年度は11月2日(水)～11日(金)の平日及び6日(日)の計8日間実施。

申込み経路 所属機関・関係機関	入所時年齢					(人) 計
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
保健所			0	1		1
いちょう学園 通園			5	0		5
いちょう学園 外来			9	0		9
みらい 親子教室			12	0		12
みらい 家児相			3	0		3
保健センター			3	0		3
市内認可園			4	0		4
しようとく園			0	1		1
こぐま組			15	0		15
他市機関			1	0		1
その他			9	1		10
所属なし			2	0		2
計	0	0	63	3	0	66

- ・市政だより等でも周知しているが、ほとんどが所属・関係機関からの情報提供による申込みである。
- ・相談では臨床心理士、心理職が対応。発達検査を実施したり、保護者からの質問に対応している。

平成28年度 市立医療型児童発達支援センターにおける療育等の状況

1. 契約児の療育

(1) 契約状況 (平成28年度在籍児) 平成29年3月31日現在

5歳児→ 1名・4歳児→ 0名・3歳児→ 5名

2歳児→ 16名・1歳児→ 8名・0歳児→ 2名 計 32名

(2) 療育内容

①訓練 (理学療法、作業療法)、保育 (言語、摂食指導を含む)、看護 (健康管理等) を併せ保護者に対して療育指導及び相談など行う。

②外部専門職による指導

発達相談 (年間21回)、言語・摂食指導 (年間87回)、作業療法 (年間38回)

歯科衛生指導 (年8回)

③医師による診察

小児神経科 (週4回)、整形外科 (週1回)、小児科 (月1回)、精神科 (年5回)

歯科 (年2回)、耳鼻科 (年1回)、眼科 (年1回)

(3) 卒退園児進路状況

府立東大阪支援学校	1名	市立小学校	名
公立幼稚園	名	公立保育所	1名
私立保育園	3名	立幼稚園	名
しようとく	1名	こぐま組	名
計 6名			

2. 外来児の療育 (外来の対象児は・入園を前提にした子ども・卒退園児で継続して療育や経過観察を要する子ども・諸機関から紹介または相談のあった子ども等)

(1) 訓練外来

・人 数 87人 実施回数 1412回 (すべて個別)

年齢 \ 所属	在宅	保育所	幼稚園	ようとく	こぐま	計
0~2歳	21	5	0	0	0	26
3~5歳	2	8	5	6	0	21
合計	23	13	5	6	0	47

所属	地域	支援学校	計
小学校	18	15	33
中学校	1	2	3
高校	0	4	4
合計	19	21	40

(2) 保育外来

- ①人数と回数 総人数 74人 (個別 58人 グループ保育 16人)
実施回数 665回 (個別 593回 グループ保育 72回)
- ②紹介機関 保健センター、保健所、みらい、医療機関 他
- ③外来理由 主に発達、対人関係、言語・情緒面の問題と母の育児不安

3. 相談支援

《子どもの発育に関する保護者からの相談、施設職員への支援》

(1) 訓練に関する相談支援

相談者数	71人	延べ回数	153回
居宅訪問者数	1人	延べ回数	11回
施設訪問者数	12人	延べ回数	12回
合計	84人	延べ回数	176回

(2) 保育に関する相談支援

相談者数	23人	延べ回数	19回
施設訪問者数	15人	延べ回数	24回
引き継ぎ	0人	延べ回数	0回
合計	38人	延べ回数	43回

4. 関係機関への職員派遣及び相談業務

(1) 八尾保健所事業への派遣

①総合療育相談 年6回 (理学療法士・保育士)

(2) 保健センター 母子保健事業への派遣

①経過観察健康診査(二次健診) 保育士 月3回 (+α 数回)
理学療法士 月1回

(3) 相談業務など

①保育所(園)、認定こども園、幼稚園への訪問による相談支援 (理学療法士、保育士)
②卒退園児のフォロー (施設職員との引き継ぎ等)

(4) 市住宅改造事業への派遣 (理学療法士)

①現場調査及び会議

(5) 補装具交付判定の為の相談 (理学療法士)

5. 保育所等との連携及び交流

(1) 保育所交流(月2回程度) 毎年2ヶ所の公立保育所と交流を実施 (山本南保育所・弓削保育所)

(2) 市立医療型児童発達支援センターを退園した児童の進路相談

(3) 保育所在籍児の外来(訓練・保育)受け入れ

(4) 保育所在籍児の生活面での助言及び相談(保育所等訪問支援)

(公立保育所 1件 私立保育園 3件 私立幼稚園 2件)

(5) 研修(保育所職員対象)

6. 今後の課題

- 専門職(理学療法士、作業療法士等)の活用
- 専門職(言語療法士、心理士)の配置と活用
- 障害児相談支援事業の実施
- 職員の人材育成(専門領域に関する知識・技能の共有)

平成28年度 市立医療型児童発達支援センター外来保育の状況（1）

内容	対象	回数	時間	人数
入所対象児(0～歳児)	保育及び訓練サポートの必要児			1
個別対応指導		1～3回／月	午前9:00～午後5:00	
個別対応指導 (0～5歳児)	発達に遅れがある 母子関係に問題がある親子			50
退園児フォロー		2回／月	午前9:00～午後5:00	7
グループ指導	水曜日 3歳児 10月～	2回／月	午後1:30～午後3:00	5
	月曜日 2歳児 5月～	2回／月		7
外来保育(さくらんぼ)	木曜日 2歳児 5月～	3回／月	午前9:30～午後1:00	4

平成28年度 市立医療型児童発達支援センター訪問の状況

訪問相談(訓練)	医療的・家庭的問題の在宅児	必要に応じて	午前・午後(総合療育相談)	13
訪問相談(保育)	医療的・家庭的問題の在宅児	必要に応じて	午前・午後(総合療育相談)	0
保育所等訪問 相談	保育所等、保護者から依頼のあった児	必要に応じて	午前9:30～12:00	13
保育所等訪問支援	契約した児	2回／月	午前9:30～12:00	6

平成28年度 市立医療型児童発達支援センター外来保育の状況（2）

年齢区分と紹介機関

年齢／紹介機関	平成28年4月1日現在の年齢					
	継続児 (他項目と重複)	保健所	保健センター	PT他	退園児	人 数
0 歳児	2	0	2	1	0	5
1 歳児	14	1	18	1	1	35
2 歳児	3	0	27	3	0	33
3 歳児	3	0	9	1	4	17
4 歳児	2	0	2	1	1	6
5 歳児以上	0	0	1	0	1	2
計	24	1	59	7	7	98

外来保育・人数、回数(個別・グループ)

年 度	人 数	実施回数
H22年度	58	443
H23年度	75	696
H24年度	91	853
H25年度	100	882
H26年度	91	878
H27年度	76	851
H28年度	74	665

外来理由

年齢／理由	平成28年4月1日現在の年齢						
	訓練対象児 発達の遅れ	対人・情緒	母親の 育児不安	グループ必 要	こばの問題	退園児 フォロー	人 数
0 歳児	3	0	0	0	0	0	3
1 歳児	7	1	2	0	12	1	23
2 歳児	12	0	1	1	14	0	28
3 歳児	2	1	0	0	7	4	14
4 歳児	1	0	1	0	1	1	4
5 歳児以上	0	0	0	0	1	1	2
計	25	2	4	1	35	7	74

年齢別進路先

年齢／紹介機関	平成29年3月31日現在											
	いちょう入園	OT外来	こぐま	しょうとく	小学校	保育所(園) 認定こども園	みらい親子 教室	児童発達支 援	幼稚園	在宅・転居	次年度継続	合 計
0 歳児	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
1 歳児	0	0	2	0	0	1	0	5	0	4	11	23
2 歳児	1	0	4	2	0	5	1	3	9	2	1	28
3 歳児	0	3	0	0	0	3	0	0	5	1	2	14
4 歳児	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	4
5 歳児以上	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
計	1	4	6	2	2	10	1	9	14	7	18	74

八尾しょうとく園の状況

平成28年度実績

	児童発達支援センター	児童発達支援(こぐま組)	
月	定員	在籍者数	利用者数
4月	60	51	111
5月	60	51	159
6月	60	51	182
7月	60	51	178
8月	60	51	141
9月	60	51	202
10月	60	51	230
11月	60	51	219
12月	60	51	206
1月	60	51	193
2月	60	51	224
3月	60	51	197
延べ人数		612	2,242

* 児童発達支援センター

児童福祉法に基づき、福祉型児童発達支援センターとして障がい福祉サービスを提供し、療育指導等を行っている。

4月末現在

〈クラス編成〉	〈児童数〉
2～3歳児(すみれ組)	12人
3～4歳児(さくら組)	13人
4歳児(ふじ組)	13人
5歳児(きく組)	13人

* 児童発達支援(こぐま組)

児童福祉法に基づき、児童発達支援として障がいの福祉サービスを提供し、療育指導等を行っている。主に2歳児を対象とし、週3日、1年を期限としている。

平成28年度 私立保育園障がい児保育実施状況

こども園では、個々の発達状況を理解して、みんなとともに成長ができるように配慮し、生活環境を整えるように取り組んでいる。また、多様化するケースに柔軟に対応できるために保育教諭の質の向上にも努めていくとともに、専門家による研修への参加や巡回指導でのアドバイスを参考に保育・教育を進めていき、関係機関との連携も大切にしたい。

1. 障がい児巡回指導（専門講師による保育指導）

・対象 私立保育園・認定こども園

(ア) 講師及び巡回回数・・・年間各1回

大阪府立大学名誉教授	京都橘大学	教授	安藤 忠氏
	桃山学院大学	教授	安原 佳子氏
	武庫川女子大学	准教授	鶴 宏史氏
	神戸常盤大学	講師	松尾 寛子氏

2. 障がい児研修

① 研修会（社会福祉法人 大阪社会福祉協議会 大阪社会福祉センター）

「障がい児保育専門ゼミナール」

◎テーマ “自閉スペクトラム・学習障害・注意欠陥／多動性障害等の軽度発達障害を中心とした研究”

・開催回数・・・10回

・参加者・・・保育教諭 1名

講師 安藤 忠氏（京都橘大学 教授）

安原 佳子氏（桃山学院大学 教授）

里見 恵子氏（大阪府立大学 准教授）

・内容・・・大阪府下の私立保育園から約30名の保育士が参加し、各自の所属・業種・職種を横断する関係者で構成するゼミナールにおいて障がい児保育の今日的課題について研修・研究を重ねその成果を職場へフィードバックし、社会福祉の充実強化することを目的とするゼミナール。

② 市立医療型児童発達支援センター 研修

◎「食事について」「子どもの介助、抱き方、日常生活訓練の概要」

講師 ST 奥野氏 PT 中野氏

◎「感覚と発達障害、遊びの実践とその工夫」

講師 OT 花家氏 保育士 柳原氏

3. 障がい児保育の実践

- ・ 障がい児を含めたカリキュラムをもとに保育・教育を進め個々の成長過程を記録しながら次月の個別目標をたてた。
- ・ 絵カードを使用し、視覚で理解しやすいように援助した。
- ・ 全保育教諭が障がい児に共通理解を持つためのケース会議を行なった。
- ・ 障がい児巡回指導で面談希望の保護者には思いを聞いてもらい、助言をいただいている。また、保育教諭は指導をもとに保育・教育を進めた。
- ・ 就学前児の保護者に教育サポートセンターとの関わりを進めることで、小学校入学に向けてスムーズに学校と連携することができた。
- ・ 保護者の要望で、市立医療型児童発達支援センター“いちょう”との連携を取らせてもらい、直接保育教諭にアドバイスや助言をいただいた。

4. 他機関との連携

- ・ 八尾市こども未来部子育て支援課…サポート枠で入園した子どものケースの相談や、配慮のいる子どもの相談
- ・ 市立医療型児童発達支援センター“いちょう”…子どもの援助に対しての助言
- ・ 教育サポートセンター…就学に向けた相談・園の見学
- ・ JSS 水夢（株式会社ジェイエスエス 児童発達支援）…機能と言葉の訓練
- ・ 社会福祉法人ポポロの会…「児童発達支援センター ステラ」

5. 在宅家庭支援（親支援について）

- ・ 地域交流事業…一時保育、保育園体験、サークル活動、園庭開放、子育て相談などでの親支援を行う。（心配な保護者には子育てネットワーク支援センター“みらい”に相談を進める。）

6. 保育現場における問題点及び課題

- ①就学前児のサポートの子どもや、配慮のいる子どもの対応で教育サポートセンターと連携を強化し、小学校の入学をスムーズに進めたいが保護者の同意を得るのが難しいケースがある。
- ②保育教諭の知識や経験不足から充分なサポートが出来にくく、専門性を高める必要がある。
- ③サポートの子ども以外で、配慮のいる子どもへのサポートが難しい。

平成 28 年度 市立保育所障がい児保育実施状況

保育所では、配慮を要する子どもに対して、個別のニーズに応じた支援を行うために保育者を配置し、「保育サポート」として障がい児保育を実施しています。子どもが集団の中で他の子どもたちや保育者と一緒に生活することや関わりを持つことにより、ともに育ちあい成長できるよう保育の中で個別の配慮を行っています。また、専門講師による巡回指導によって、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくための助言を受けたり保護者相談の場を設けたりしています。

職員の研修や実践を通した学習の機会を増やし、発達の土台を支えるための保育の質の向上をめざしています。

1. 障がい児巡回指導

- ・ 対象 加配保育士が配置されている障がい児
- ・ 講師及び巡回指導回数

大阪府立大学名誉教授 京都橘大学教授 安藤 忠 氏 (3回)
大阪府立大学准教授 里見 恵子 氏 (4回)

2. 特別支援保育ゼミ

- ・ メンバー …こども施設課 2名 所長 2名 所長補佐 2名 看護師 2名
保育士 8名 (各保育所・医療型児童発達支援センター)
- ・ 開催回数 …年間 12回 (全体会 4回 巡回 7回 施設見学 1回)
- ・ 内容 …全体会 (活動計画 巡回指導報告 実践交流 学習等)
巡回

〔	2 グループに分かれて巡回指導の実際を見学させてもらい、	〕
指導の仕方などを学習する		

施設見学 児童発達支援センター「八尾しょうとく園」
その他 各保育所で定期的に「支援児担当者会議」を持ち、ゼミメンバーを中心に支援に活かせるような意見交換など行っている。

3. 障がい児保育研修

- ① 「気づきからの支援～幼児の困難サインを上手にキャッチする～」
梅花女子大学心理学科教授 伊丹 昌一 氏
- ② 「感覚と発達障がいについて・遊びの実践とその工夫・乳幼児のことばと発達について」 2日間 児童発達支援センター「いちょう」職員による研修
(作業療法士・言語聴覚士・保育士)
- ③ 「保育の中で一人ひとりを支えるために」 障がい児加配 (アルバイト保育士) 対象
保育所職員 (特別支援教育士) による研修
- ④ ちゃいるどネット大阪研究プロジェクト「障害児共生保育」への参加 1名
- ⑤ その他、大阪府研修等へ随時参加

4. 障がい児保育の実践

- ・ 気管切開等で日常的に医療器具を使用して保育をうける医療的ケアの必要なこどもについて、各保育所の看護師による対応を行っている。
- ・ 担任と加配保育士の連携を工夫し、支援を必要とする子どもたちを含めたクラス運営を目指している。
- ・ 個別の支援計画等について会議で報告や検討を行い、職員間で情報を共有し保育所全体で支援する体制づくりに努めている。
- ・ 一人一人に適切な支援を行えるよう、必要に応じて関係機関や専門機関と連絡をとっている。必要な時は職員も保護者とともに助言を受ける等している。

5. 他機関との連携

- ・ 交流 ……みらい「ぽっぽ教室」親子との交流（年間2回 2保育所）
……医療型児童発達支援センター「いちょう」 2歳児～5歳児親子との交流
(毎月1回 2保育所)
- ・ 職員派遣 ……保健センター事業での保育相談や遊びの指導
*「乳児相談」 各園4回
- ・ 在園児についての相談等 ……子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、医療型児童発達支援センター「いちょう」、教育サポートセンター

6. 在宅子育て家庭への支援

- ・ 各保育所の地域交流での親子支援
遊びの中で、障がい児や発達に課題を持った子どもと保護者に対する支援や相談援助を行い、他の子育て支援メニューの紹介等を通して見守っていく。

7. 保育現場における問題点及び課題

- ・ 医療的ケアを必要とする児童を受け入れている保育所においては、看護師を2名配置し対応している。
- ・ 保護者の就労を保証する為には、保育体制の確保をはじめ、様々な状況に対応できるように準備しておく必要がある。
- ・ クラス運営について、リーダーの保育者と加配の保育者がどのように連携すれば障がい児を含めて、子どもたちがわかりやすく安心してすごせる環境を整えられるのか、保育者自身が、コミュニケーション能力を磨くとともに知識や専門性を高めていくことが望まれる。

平成 29 年度 障がい児の保育施設入所状況 (平成 29 年 4 月 1 日)

〈新規分〉

※()内の数値は、平成 28 年度分

	申込数	入所数	その他の施設入所数等
公立	102(108)	20(22)	23
私立		54(67)	
合計	102(108)	74(89)	23

〈年度別入所数(入所児童数は、3歳以上の保育施設入所児童数(受託除<委託含む))〉

	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
サポート保育	新規申込数	70	73	82	108	102
	新規入所数	55	62	65	89	74
	継続数	74	72	90	101	120
	総入所数	129	134	155	190	194
総入所児童数		2, 857	2, 934	3, 001	3, 166	3, 275

〈年齢別入所数(下段は保育施設入所児童数(受託除<委託含む))〉

		3歳	4歳	5歳	合計
公立	s	11(16)	18(15)	18(13)	47(44)
	総	198(223)	232(229)	232(209)	665(661)
私立	s	46(54)	56(44)	45(48)	147(146)
	総	870(855)	855(747)	839(803)	2, 564(2, 505)
合計	s	57(70)	74(59)	63(61)	194(190)
	総	1, 078(1, 078)	1, 109(1, 076)	1, 088(1, 012)	3, 275(3, 166)

※()内の数値は、平成 28 年度

平成 29 年度 保育施設における症状例内訳 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 精神発達遅滞 | 84 名 |
| (2) 自閉スペクトラム症(自閉傾向 ADHD 等) | 68 名 |
| (3) 言語発達遅滞 | 27 名 |
| (4) ダウン症 | 4 名 |
| (5) 気管切開 | 2 名 |
| (6) その他 | 9 名 |
| | 計 194 名 |

平成28年度 教育サポートセンター 相談件数等一覧

〈教育相談〉

- ・一般教育相談…不登校、いじめなど、子どもの生活全般にわたる相談
- ・特別な教育的支援が必要な子どもの教育相談…家庭での養育、学校園での支援などの相談
- ・子育て支援…生活、学習など子育てに関する相談

* 教育相談実施状況

相 談 種 別	件 数
① 性格・行動に関するもの	91
② 不登校に関するもの	93
③ 身体上の問題に関するもの	0
④ 発達や学業に関するもの	324
⑤ 進路に関するもの	202
⑥ 心理検査等	4
⑦ 言語に関するもの	3
⑧ その他	10
合 計	727



* 対象別件数

	所 属	件 数
幼児	保育所	42
	幼稚園	61
	認定こども園	46
	施設	19
	在宅	4
児童生徒	小学校	396
	中学校	144
	支援学校	5
高等学 校		5
その 他		5
合 計		727

* 「②不登校に関するもの」の校種別件数

校 種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他の	合 計
件 数	0	28	61	2	2	93

* 「⑤進路に関するもの」のうち、就園就学相談件数の推移

年 度	H24	H25	H26	H27	H28
就 園	28	27	23	21	11
就 学	140	111	140	144	173
(小学校)	109	85	109	111	145
(中学校)	31	26	31	33	28
合 計	168	138	163	165	184

平成 28 年度 就園就学相談状況

○八尾市立小・中学校入学者数及び支援学級・1年在籍者数

	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
入学者数	2,298	2,444	2,271	2,284	2,182	2,243	2,171	2,230
支援学級・1年在籍者数	52	32	61	65	68	62	96	58
就学相談後入級数(1年)	52	11	60	17	66	16	94	19

H29. 5. 1

1. 相談受付状況

		性 別	小 計	延べ相談回数	一人平均回数	計		合 計			
受 付 件 数	就 園	男	9	97	8.8	11		184			
	就 園	女	2								
	就 学 (小学校)	男	115	1829	10.6	145	173				
	就 学 (小学校)	女	30			28					
	就 学 (中学校)	男	21								
	就 学 (中学校)	女	7								

2. 対象別(所属別)状況

	就 園		就学 (小学校)		就学 (中学校)	
	件 数	割 合 (%)	件 数	割 合 (%)	件 数	割 合 (%)
在 宅	5	45.5	0	0.0	0	0.0
保 育 所 (園)	0	0.0	49	33.8	0	0.0
認 定 こども園	0	0.0	37	25.5	0	0.0
幼 稚 園	0	0.0	44	30.3	0	0.0
し ょ う と く 園	6	54.5	12	8.3	0	0.0
い ち ょ う 学 園	0	0.0	1	0.7	0	0.0
そ の 他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
特 別 支 援 学 校	0	0.0	2	1.4	1	3.6
小 学 校	-	-	-	-	27	96.4
合 計	11	100	145	100	28	100

3. 就園就学相談件数の推移

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
就 園	28	27	23	21	11
就学 (小)	109	85	109	111	145
就学 (中)	31	26	31	33	28
就学合計	138	111	140	144	173
合 計	168	138	163	165	184

4. 月別受付件数

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
件 数	就 園	0	1	5	1	0	0	2	2	0	0	0	11
	就学 (小)	4	14	49	22	12	12	13	8	5	3	3	145
	就学 (中)	0	5	5	2	2	4	4	1	3	0	0	28
合 計		4	20	59	25	14	14	19	14	6	6	3	184

5. 就園就学相談場所別状況

	場 所	教育サポートセンター	家 庭	学 校	園	専 門 機 関	そ の 他	合 計
就園	件 数	78	0	17	2	0	0	97
	割 合 (%)	80.4	0.0	17.5	2.1	0.0	0.0	100
就学	件 数	1033	0	632	15	0	1680	
	小学校	108	0	41	0	0	149	
	中学校	1141	0	673	15	0	1829	
	合 计	62.4	0.0	36.8	0.8	0.0	100	
全体	合 計	1219	0	690	17	0	1926	
	割 合 (%)	63.3	0.0	35.8	0.9	0.0	100	

6. 就園就学相談内容別状況

	内 容	指 導	助 言	心 理 検 査	観 察 調 査	診 察	指 導	連 絡 协 議	事 例 会 議	合 計
就園	件 数	16	29	34	0	0	0	18	97	
	割 合 (%)	16.5	29.9	35.1	0.0	0.0	0.0	18.6	100	
就学	件 数	259	405	412	0	12	592	1680		
	小学校	33	35	37	0	3	41	149		
	中学校	292	440	449	0	15	633	1829		
	合 计	16.0	24.1	24.5	0.0	0.8	34.6	100		
全体	合 計	308	469	483	0	15	651	1926		
	割 合 (%)	16.0	24.3	25.1	0.0	0.8	33.8	100		

7. どのようにして教育サポートセンターを知ったか

経 路	就 園	就 学			件数
		小 学 校	中 学 校	就 学 合 计	
幼 稚 園	1	20	0	20	
認 定 こども園	0	5	0	5	
保 育 所 (園)	0	29	0	29	
し ょ う と く 園	3	8	0	8	
い ち ょう 学 園	0	4	0	4	
市 政 だ よ り	0	2	1	3	
継 続	3	25	20	45	
子 ど も 家 庭 センター	0	0	1	1	
み ら い	2	6	0	6	
小 学 校	0	1	1	2	
特 別 支 援 学 校	0	0	0	0	
保 健 センター	0	5	0	5	
保 健 所	0	1	0	1	
知 人	0	8	2	10	
き ょ う だ い 関 係	1	9	0	9	
専 門 機 関	0	13	0	13	
市 役 所	1	4	3	7	
就 学 時 健 診	0	2	0	2	
イ ン タ ー ネ ッ ツ	0	3	0	3	
そ の 他	0	0	0	0	
合 計	11	145	28	173	

7

今後の進め方について（案）

1. 検討内容

「就学前における障がい児教育・保育の基本的な考え方について」

八尾市では、昭和 50 年 3 月に、八尾市児童福祉審議会から「障害児保育に関する中間答申」を受け、我が国で先頭を切って、障がいのある子どもを積極的に受け入れる「障がい児保育」の加配のしくみを創り上げました。その後、本審議会の前身である「障がい児保育協議会」を開催し、報告・検討を重ねながら、脈々と、障がい児保育の実践を積み上げて来ました。

近年の障がい児をとりまく状況に目を向けると、平成 17 年度の発達障害者支援法制定、平成 19 年 4 月の学校教育法改正による「特別支援教育」の位置づけ、平成 23 年度の「障害者福祉基本法」改正、平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」公布、平成 26 年 1 月に我が国が「障害者権利条約」への批准という、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」を進める大きな流れがあります。

そのため、障害児保育で対応すべき児童の多様性が増すとともに、障害児一人ひとりへの個別計画に基づく一貫性のある支援が求められるようになり、市においても、教育委員会における特別支援教育の実践や、障害者福祉におけるサービスの充実が図られてまいりました。

さらに、平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度が」本格スタートし、認定こども園制度において、すべての子どもに質の高い幼児教育及び保育の総合的な提供を行うこととなり、八尾市においても、平成 31 年度に公立認定こども園 5 施設を開園する予定となっています。

こういった背景の下、本審議会において、八尾市における、就学前の障がい児教育・保育に対する基本的な考え方について、これまでの成果や今日的な課題を踏まえて再整理し、るべき姿や、基本的な理念、方向性を打ち出すことにより、具体的な仕組みづくりに反映していくことが重要となっています。それにより、一貫性のある教育・保育を提供し、円滑な小学校への接続につなげる仕組みとしていきます。

2. スケジュール（案）

開催時期	開催回	審議予定内容
平成 29 年 8 月	第 1 回	各関係施設の現状報告・意見交換
平成 30 年 1 月	第 2 回	就学前施設における障がい児教育、保育のあり方について
平成 30 年 5 月	第 3 回	報告書（案）について